

「留寿都村宿泊税の基本的な考え方」に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

留寿都村は、道内でも屈指の規模を誇るリゾート施設を有しておりますが、コロナ禍を経て、観光を取り巻く環境は大きく変化してきており、今後、新たな視点での施策展開が求められている一方、厳しい財政状況の下、積極的な財政支出をすることが難しくなっている現状があります。

本村が抱えている観光に係る課題を解決していくためには、安定した財源の確保が必要となっていることから、宿泊者及び宿泊行為に着目した留寿都村独自の「宿泊税」の導入に向けた検討を開始し、宿泊事業者や学識経験者等で構成する「留寿都村宿泊税に関する協議会」を設置して具体的な内容について協議を行ってきたところです。

この度、協議会から「協議会のまとめ（報告書）」の提出があり、報告書を基に本村としての宿泊税の基本的な考え方をまとめましたので、観光振興の財源として宿泊税の導入に対するご意見を村民の皆さまから募集します。

1 意見募集する案件

「留寿都村宿泊税の基本的な考え方」（別添資料）

2 意見募集期間

令和7年3月4日（火）から令和7年3月25日（火）まで（必着）

3 案件に係る資料の閲覧場所

留寿都村役場企画観光課において配布を行います。

また、留寿都村ホームページ <http://www.vill.rusutsu.lg.jp/> において掲載します。

4 意見の提出方法

別紙様式により次のいずれかの方法により提出してください。様式は留寿都村役場企画観光課において配布しているほか、ホームページ上に掲載しています。

（1）留寿都村役場企画観光課へ直接提出

（2）郵送：〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地 留寿都村役場企画観光課商工観光係宛
（※郵送費用は提出者のご負担となります。）

（3）FAX：0136-46-3545

（4）電子メール：s-kikaku@vill.rusutsu.lg.jp

※件名を「宿泊税意見募集」としてメールに様式のデータファイルを添付してください。

5 その他

皆さまからお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、本村の考え方とともに後日ホームページで公表します。ご意見以外の内容（住所、氏名等）は公表しません。また、個々のご意見に対しましては、直接回答しませんのでご了承ください。

問合せ先 留寿都村役場企画観光課商工観光係
電話：0136-46-3131

